

(お知らせ)

7号機 使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による
運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）

2025年4月29日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025年4月28日午後10時25分頃、7号機コントロール建屋2階中央制御室において、運転員が毎週実施している動作確認の中で、水位・水温を監視する使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※1（重大事故等対処設備：以下SA設備）の映像が表示されない事象を確認しました。

そのため、同時刻に7号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※2から逸脱したと判断しました。

使用済燃料プールや原子炉の冷却機能に問題はなく、水位・水温については既存設備で監視ができており、その他のSA設備でも監視できています。

今後、当該使用済燃料貯蔵プール監視カメラの映像が表示されない原因について調査いたします。

※1：使用済燃料プール監視設備（SA設備）の一つであり、他にも使用済燃料プールの水位・温度を測定する機器や、放射線モニタなどがある。

※2：保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数や機能を「運転上の制限」として定めており、使用済燃料プール監視設備として、使用済燃料貯蔵プール監視カメラが動作可能であることとしている。

以上